

救急搬送中の転落事故について

平成 19 年 12 月 16 日（日）午前 6 時 10 分指令の金沢区富岡東五丁目における救急活動中、傷病者を救急車内へ収容する際に、ストレッチャーから傷病者を転落させた事故が発生していたにもかかわらず、報告がなされなかった事案について報告します。

1 傷病者の状況

- 70 歳代 女性
- ・ 自宅で突然倒れて家族が通報
 - ・ 救急隊到着時は意識不明
- （病院収容時の医師の判断は重篤、搬送先医療機関で現在入院中）

2 出場隊

磯子消防署洋光台救急隊（3 人）及び金沢消防署東富岡消防隊（4 人）

3 事故概要及び原因

救急隊が傷病者をストレッチャーから救急車内へ収容するため、ストレッチャーの方向変換をしたところ、道路の傾斜などにより、ストレッチャーが約 45 度傾き、高さ 50 センチメートル位のところから傷病者を転落させたものです。

転落の原因は、

- ・ ストレッチャーを方向変換する際に、救急隊員の確保が不十分であったこと
 - ・ 傷病者をストレッチャーに乗せた後、固定ベルトを装着しなかったこと
- であります。

4 事故発生が判明した経過

事故後、救急隊からの報告はなされておらず、1 月 31 日（木）、今回の転落事故について内部通報があり、出場した救急隊に事実確認を行ったところ、事故の状況が判明したものです。

5 判明後の対応

直ちに、傷病者の御家族と連絡をとり、事故の状況説明及び謝罪を行いました。職員に対しては、事故の再発防止と事故発生後の報告の徹底を指示しました。